

# 令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-45)

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。					
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	459,104	212,505	225,193	195,574
		補正予算(b)	▲ 97,888	▲ 157,270	▲ 4,166	-
		繰越し等(c)	209,995	▲ 10,898	17,824	
		合計(a+b+c)	571,211	44,337	238,851	
	執行額(百万円)	544,666	169,203	213,116		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について</li> <li>・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針</li> <li>・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針</li> <li>・総理所信表明演説「原発事故で大きな被害を受けた福島では、帰還困難区域を除き、ほぼ全ての避難指示が解除されたことに続き、先月から中間貯蔵施設が稼働しました。除染土壌の搬入を進め、2020年には身近な場所から仮置き場をなくします。」(平成29年11月・抜粋)</li> </ul>					

測定指標	除染特別地域において返地した除去土壌等の仮置場等の総数	実績値					目標値	達成	達成
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	-	
		89	115	146	172	189	-		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-			
測定指標	福島県外で発生した除去土壌の処分量	施策の進捗状況(実績)							
		<p>福島県外の除去土壌については、処分方法を定めるため、有識者による「除去土壌の処分に関する検討チーム」を設置し、平成29年から専門的見地から議論を進めている。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、平成30年から茨城県東海村及び栃木県那須町、令和3年から宮城県丸森町での3箇所を実施している(栃木県那須町については令和2年3月末に終了)。</p>					-	-	

測定指標	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の推進	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		<p>福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を福島県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設については、「令和4年度の間貯蔵施設事業の方針」を公表しており、これに沿って事業を進めている。</p> <p>用地については、令和5年3月末時点で全体面積の約80%に当たる約1,285haが契約済となっている。</p> <p>施設については、平成28年11月に土壌貯蔵施設等の整備に着工し、平成29年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、10月には分別した土壌の貯蔵を開始した。また、令和2年3月には中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で、運転を開始した。</p> <p>輸送については、帰還困難区域を除く福島県内の除去土壌等について、令和3年度末までに、中間貯蔵施設へおおむね搬入完了するという目標を達成した。また令和5年3月末までに、輸送対象物量約1,400万m<sup>3</sup>のうち累計で約1,346万m<sup>3</sup>の除去土壌等を搬入したところである。</p> <p>福島県内で発生した除去土壌等の最終処分に向けた取組については、最終処分量の低減を図ることが重要であることから、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、福島県飯館村長泥地区での実証事業においては、農地造成や水田試験等を実施した。農地造成については、令和3年4月に着手した除去土壌を用いた盛土が、令和4年度末までに概ね完了した。水田試験については、水田に求められる機能を概ね満たすことを確認した。これまでに実証事業で得られたモニタリング結果からは、施工前後の放射線量に変化がないこと、農地造成エリアからの浸透水の放射性セシウムはほぼ不検出であることなどの知見が得られており、再生利用を安全に実施できることを確認している。さらに、道路整備での再生利用について検討するため、中間貯蔵施設内において道路盛土の実証事業にも着手した。</p>					長期的な目標	
							中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理	-
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	達成
実績値		183.9万m <sup>3</sup>	405.9万m <sup>3</sup>	386.9万m <sup>3</sup>	234万m <sup>3</sup>	57万m <sup>3</sup>		△
目標値		180万m <sup>3</sup>	400万m <sup>3</sup>	400万m <sup>3</sup>	254万m <sup>3</sup>	81.2万m <sup>3</sup>	28.9万m <sup>3</sup>	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  ○ 除染に伴い発生した土壌等の仮置場等での管理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に実施している。除染特別地域においては令和5年3月末時点で26か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和4年9月末時点で3か所の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施している。 中間貯蔵施設への輸送などにより、保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事等を実施している。除染特別地域においては令和5年3月末時点で189か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和4年9月末時点で890か所の仮置場の原状回復が完了している。 さらに、「除去土壌の処分に関する検討チーム」を令和5年3月末までに8回開催し、福島県外の除去土壌の処分方法に関する議論を進めているところである。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、茨城県東海村、栃木県那須町及び宮城県丸森町の3箇所で開催している(栃木県那須町については令和2年3月末に終了)。  ○「令和4年度の間接貯蔵施設事業の方針」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。 方針の中で、輸送については「特定復興再生拠点区域等において発生した除去土壌等の搬入を進める」という定性的な目標を立てている。令和4年度は、福島県飯舘村長泥地区で実施している除去土壌の再生利用実証事業の進捗状況により、中間貯蔵施設に搬入予定であった除去土壌等の一部を年度内に搬入できなかったこと等があり、約57万m <sup>3</sup> の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入した。また、令和5年3月末までに、輸送対象物量約1,400万m <sup>3</sup> のうち累計で約1,346万m <sup>3</sup> の除去土壌等を搬入した。施設の整備に必要な用地取得については、累計で約1,285haの用地を取得した。これら中間貯蔵施設事業について、順調に進捗している。 除去土壌の再生利用については、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、福島県飯舘村において、農地造成や水田試験等を実施し、空間線量率等のモニタリング結果から安全性を確認した。さらに、道路整備での再生利用について検討するため、中間貯蔵施設内において道路盛土の実証事業にも着手した。
	施策の分析	○引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるため、取組を着実に進めていくことが重要。 ○引き続き、「中間貯蔵施設事業の方針」に沿って、用地取得、施設整備や除去土壌等の輸送等を着実に進めていくことが重要。
	次期目標等への反映の方向性	○引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるための取組を着実に進めていくことが必要であり、現行の指標を維持する。 ○中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入等についても、引き続き継続的な取組が必要であり、現行の指標を維持する。

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会、環境回復検討会、除去土壌の処分に関する検討チーム、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会等
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当 参事官室 環境再生施設整備 担当参事官室	作成責任者名	中野哲哉(環境再生事業担当参事官) 内藤冬美(環境再生施設整備担当参事官)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	--	--------	--	----------	--------